

コミュニティ通訳の「つなぐ」行為 にみる橋渡しとは



三木紅虹

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ コーディネーター
NPO法人MICかながわ 中国語医療通訳

はじめに

近年、各自治体や国際交流協会など民間団体において、コミュニティ通訳が無視できない存在となりつつあるが、その人材の育成・確保および活用システムの構築には、課題が山積みである。そのひとつとして、コミュニティ通訳を専門職として確立していくにあたり、その知識範囲・技術レベル・倫理規則を明確にする必要があると考えられる。

そこで、筆者が長年、神奈川県にあるNPO法人MICかながわ、および横浜市国際交流協会の通訳ボランティアとして、各種相談時の通訳を務めてきたことから、会議通訳、ビジネス通訳、および法廷通訳と大きく異なるコミュニティ通訳における「橋渡し」の役割、とりわけ「つなぐ」という営為について考察していきたい。

1 実践事例

(1) シチュエーション1

指定されたケースの通訳。例えば、拘留された被疑者と弁護士との面会時の通訳や、病院での受診科が決まった際の医療通訳などの場合である。

事例1

依頼を受けた時点では、「不法滞在のため、警察の拘置所にいる中国人と弁護士の面接時の通訳」との情報を把握することができた。警察署において弁護士と待ち合わせし、およそ5分前後の情報交換の場において、当事者の名前や事件の経緯、司法手続きの流れといった段取りなどが通訳者に伝えられた。

通訳は2回に分けて行われた。1回目は、事実関係の確認、依頼人の望みを聞くこと、また判決の可能性についての説明であった。また2回目は、裁判の流れの確認、および判決結果について、その可能性と結果を受けて取るべき行動の説明であった。

通訳している過程で、ビジネス通訳や法廷通訳の場合には考えられないと思われるやり取りがなされることがある。それは当事者が通訳者に対し、「これは弁護士に話してもいいですか」と問いかけてくることである。そう言われた場合の対応に、筆者は常に戸惑いを感じる。今までは「弁護士には真実をすべて包み隠さず話をした方が、早く事件解決につながる。また警察の取り調べに対する黙秘権とは異なる」と説明し、弁護士に話をつなぐようにしてきた。これは確かに通念上の通訳者の領域を超える行為かもしれないが、外国人当事者には信頼されている証左であり、弁護士が業務を遂行するうえではプラスになると考えられるのは妥当であろう。

事例2

当初、医療通訳の依頼を受けた時点では、「40代女性の精神科受診」のみの情報が提供された。その後、実際に現場に赴き、病院において待合の時間を利用して、患者の状況を把握することができた。

この患者は夫からのドメスティックバイオレンス（DV）がひどく、幻聴や幻覚などの症状が現れ、統合失調症と診断され、その後は薬による治療とカウンセリングを受けている。事例1と同様、ビジネス通訳や法廷通訳などの現場では、おそらくあまり見受けられることがないやり取りがあった。具体的には、「通訳さんみたいな人が、直接彼女の話聞いてあげたりした方が治療にも良いので、どこか適切な『コミュニティ』を紹介してもらえますか」と精神科の医師に相談されたのである。そのため、通訳とはまったく関係ないものの、患者擁護の観点から、精神障害者にも理解のある地域のボランティアグループを患者に紹介し、近隣のコミュニティにおいて定期的に日本語の学習ができるようにつなげた。

(2) シチュエーション2

不特定の相談時の通訳。例えば、外国人向け無料相談会における通訳、および国際交流協会などの相談窓口で担当した相談者の同行通訳の場合である。

事例3

無料相談会の場合は、まずは「言語ガイド」として、相談者に対して簡単なヒアリングを行う。その際、相談者の基本情報や相談したい内容などを聞き取り、言語面を含む相談者の癖や、自身が置かれている状況などを把握することができる。相談時の通訳を行う際には、まず通訳者が聞き取った内容をある程度整理して専門家に伝えることになる。その後、専門家から経緯の確認がなされ、そして相談内容に対する解決方法（アドバイス）が提示される流れが一般的となっている。

しかし、三者による通話が可能な電話「トリオフォン」を用いた通訳の場合は、事前に上記のような聞き取りやブリーフィングが実施されないケースがあるため、ときとして、つなぐという営為が中途半端になってしまう場合もある。

あるトリオフォンを用いた相談会においてのことである。相談者Aは、東日本大震災により原子力発電所の事故が発生した後、夫が過度の反応行動を示していると考えている。そしてその過度の反応行動により、家庭にも、また仕事にも支障が生じており、夫に対し、その賠償責任を求めたいと電話口で声を荒げていた。この相談案件では、弁護士はあくまでも法律的な解釈などを中心にアドバイスを行うことに終始したが、相談者は明らかに自身の怒りを受け止めてほしいという気持ちがあり、また夫の精神状態が不安でどのようにすればよいのか戸惑っている様子が行間から垣間見られた。とはいえ、一通訳者として、その様子を察することはできても、それを口に出すことはできず、心残りを感じた。

事例4

筆者は国際交流協会において一般相談窓口を担当しており、外国人が抱える悩みや迷い、そのほか困っていることなど、さまざまな相談事を直接受けている。その話の中身を整理しながら分類し、相談者に確認してそれぞれの専門部署・機関につなぐよう努めている。相談者に代わり、専門部署・機関に電話を掛け、予約を入れるなどして、その後実際の相談の場に同行して通訳するケースもある。

相談者Bは、日本人である夫との仲が悪く、頻繁に喧嘩を繰り返し、暴力を振るわれることもあった。そのため、1歳になる子どもを連れて離婚したいと考

えるようになり、弁護士との相談を希望したいと、ある日窓口にやって来た。筆者は相談者の希望を第一に尊重し、弁護士との相談の予約を入れた。その際、相談者の年齢やこれまでの社会経験、また性格的なことを鑑み、弁護士との相談が終わった時点でさり気なく雑談を行った。そうしたところ、相談者は緊迫した様子ではなかったことがわかった。むしろ相談者は日頃育児において孤立しており、イライラが募っている様子が見受けられた。そのため筆者は地域の子育て拠点や育児サークル活動を紹介し、また同時に相談者がこれらの活動場所に参加しやすくするよう、各活動の担当窓口に直接つなぐよう努めた。

2 コミュニティ通訳がコミュニケーションを図る際に必要な要素

(1) 通訳前

会議通訳やビジネス通訳と異なり、特に相談時のコミュニティ通訳においては、事前の準備には限界があると思われる。シチュエーション1のような相談相手が決まっている場合でも、具体的な相談内容は知らされないまま、通訳者は現場に行くことが多いと言える。そのため、さまざまな相談内容の可能性を予測しておく必要があり、コミュニティ通訳が取り扱う各領域に関する幅広い基礎知識と、いかなる状況にも対応を図ることができるだけの経験が必要となってくるであろう。また事前に相談を受けていた場合には、相談者の話の内容を整理したり、問題の所在を射止めたりする必要もあるため、適切な相談テクニックとアセスメントの基本を具えていることが望ましいと考えられる。一方、事前打ち合わせ（ヒアリング）がない場合においては、通訳者と弁護士などの専門家が集い、事前に顔合わせを行うことが望ましい。専門家と対等な立場において、外国人の問題を解決するために協力し合うチームワークが必要となってくる。

(2) 通訳時

難しい専門用語の把握に努めるよりは、日本に暮らす外国人の生活用語を熟知し、またそうしたボキャブラリーを数多く備え、また使えることが肝要である。なぜなら、外国人は出身地や年齢、あるいは個々人の知識の範囲などによって理解できる語彙が異なるためである。通訳者が訳出を行った際に、その言い方では相談者が理解できないようであれば、また別の言い方に言い換えを行い、情報を伝達していくことが必要となる場面も数多くみられる。

また事例1と事例2で示したように、通訳者が中立性を保ちながらも、信頼のできる「支援者」としての役割が期待されることもあるため、適切、かつ正確な

提案（アドバイス）ができるよう、しっかりとした倫理観を有していることも大切である。そうした際、通訳者が外国人相談者と相談後に個人的な関係を結ぶことなく、適切な支援が継続的になされるようなシステム、およびネットワークが必要であることも強調しておきたい。

さらに事例1のように、「力の格差」により相談者が適切な質問はできない際、また事例3で示した通り、外国人相談者と専門家の間になずれが生じた際には、「支援者」としての通訳者が、必要な情報を適切な形で付け加えや説明を行えるよう、専門職としてのステータスを与えていくことが必要であると思われる。

(3) 通訳後

主として相談会において、相談が終了した際には、当日の運営、ならびに通訳者としての振る舞いや訳出上の反省も含め、専門家とともに「振り返り」を行い、通訳時に展開されたさまざまなコミュニケーションを確認し、次の機会に向けた情報共有、および経験の蓄積を図ることが必要である。ときとして、事例2と事例4で紹介したように、事後のフォローが必要な相談者への追加情報を提供するほか、連携先の専門部署・機関に相談（者）をつなぐ役割も期待される。

3 課題論考

そもそもコミュニティ通訳を必要とするのは、在住外国人が日本社会で生活するうえで生じる問題を解決するためである。コミュニティ通訳について、水野[2008]は以下のように5つの特徴があると述べている。すなわち、①地域住民を対象とする、②利用者間に力関係の差がある、③言語レベルや種類がさまざまである、④文化の要素が大きく関わる、⑤基本的人権の保護に直結している。一方で、飯田[2010]は、日本でのコミュニティ通訳従事者には以下に挙げる特徴があるとしている。それは①当事者性、②支援的立場、③ボランティア性である。また高橋はコミュニティ通訳とは、良い通訳者は透明人間であるというより、演目を熟知したうえで舞台上上がり、役者の演技を助ける黒子のような役だと述べた[高橋 2009:56]。

このような状況下におけるコミュニティ通訳の役割、およびそれを果たすために必要な条件について、筆者は下記のように考えている。またここでコミュニティ通訳の役割を論じる大前提として、通訳者は何よりも正確性が担保されていなければならないことを忘れてはいけない。

(1) コミュニティ通訳のみが果たす役割



コミュニティ通訳研究会にて発表する筆者

これまで述べてきたように、コミュニティ通訳は往々にして単なる通訳行為に留まらず、支援者としての役割が求められている[飯田2010]ことが分かった。それは通訳利用者の双方から期待されている。例えば、事例1の場合、弁護士に真実を話すことは、最初の段階から弁護士から被疑者に告げられていた。とはいえ、その被疑者は、弁護士を公的な立場の人物ととらえ、自身と

同じ国出身の通訳者をより信頼できると考えたと思われる。だからこそ、通訳者に意見を求めてきたと推察される。

事例2、および事例4の場合も、医師は患者を治療する専門家であり、また弁護士は法律を通して問題の解決に当たる専門家ではあるが、殊に外国人支援に関連する知識やネットワークに関しては情報が不足している。加えて、ことばの隔たりもあるため、これらの専門家が問題を抱えている外国人住民と、その支援に当たる社会資源をつなぐことはできない。

一方、日頃から外国人支援活動に携わっている通訳者の方が、より確実に外国人を適切な社会資源につなぐことができる。この「つなぐ」という役割は、外国人の問題を解決するに当たり不可欠な要素であり、コミュニティ通訳の「橋渡し」と言えよう。

(2) コミュニティ通訳の「橋渡し」を保証するシステムの必要性

まずは、通訳者自身の知識・スキル・倫理について一定の基準が必要だと言える。知識に関しては、「通訳言語が話されている国の文化や生活事情などの背景知識」に加え、「通訳に当たる分野の基本知識」、そして「連携先の専門機関などについての理解、および広いネットワークの知識」が必要不可欠と思われる。スキルに関しては、語学的な文脈においては特に生活用語、また訛りのある発話を聞き取る能力が必要であり、またコミュニケーション能力や生活経験から生まれる暗黙知も肝要であると思われる。しっかりとした倫理観も求められることとなるが、事例2と事例4で挙げたように、特に重要視したいのは中立性と客観性で

ある。換言すれば、信頼関係を構築しながら私的な依存関係を回避するためのテクニックである。

これらを踏まえ、通訳者が支援の立場を取り、プラスアルファで「橋渡し」を務めることができるよう、保証してくれるシステム（制度）が必要不可欠であると感じている。事例3のように、通訳者は課題解決に当たるチームの一員であり、外国人支援に携わる専門職としての認識がなされていなければ、相談者に対して必要な情報やアドバイスの提供を行うことは極めて難しい。こうした状況を打開する意味において、コミュニティ通訳を専門職としてとらえる、認定制度が必要と思われる。

また最後に、認定制度においては、コミュニティ通訳をただ単にレベル別に評価・認定するだけでなく、システムとして有効な運用を図るために、利用目的や利用機関、および通訳者の得意分野や対応力に応じて、人と人をつなぐ、適切なコーディネートを行う人材も必要になるとと思われる。

[文献]

- 飯田奈美子, 2010, 「中国帰国者の支援制度から見るコミュニティ通訳の現状と課題」『立命館人間学研究』, 21, 立命館大学人間科学研究所:75-88
- 高橋正明, 2009, 「通訳の役割ーコミュニティ通訳の視点からー」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊2 外国人相談事業ー実践のノウハウとその担い手ー』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター: 50-62
- 水野真木子, 2008, 『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書